

福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 26 号

福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）を「第3章 削除」に改める。

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条—第77条）」

第2条第1号中「法第6条の2の2第9項」を「法第6条の2の2第8項」に改め、同条第2号及び第10号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第13号中「、第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規

定する診療所として必要とされる従業者を置かなければならない。

第7条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「第1項（1号を除く。）、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、障がい児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「含む。以下この項において同じ。」を「含む。」に改め、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「通わせる指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「支援に係る障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を、「保護者に係る障害児通所給付費」

の次に「及び肢体不自由児通所医療費」を加える。

第27条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「について」の次に「、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で」を、「自ら評価」の次に「(以下この条において「自己評価」という。)」を加え、同項各号列記以外の部分中「保護者」を「通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)」に改め、同項中「よる評価」の次に「(以下この条において「保護者評価」という。)」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障がい児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては、」の次に「障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、」を加え、同条第7項中「保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「事業者」の次に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第61条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同項中「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第55条から第64条まで 削除

第78条中「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、同条中「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第81条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第87条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第91条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「以下「訓練等」」を「以下この項において単に「支援」」に、「及び当該障がい児の訓練等」を「並びに当該障がい児の支援」に、「訓練等に関する」を「支援に関する」に、「職業訓練又は」を「職業訓練若しくは」に改める。

第97条中「第4項及び第5項を除く。）」を「第6項及び第7項を除く。）」に改め、「第27条の2」に改め、「第41条の2」の次に「、第41条の3第1項」を加え、「、第50条、第51条、第52条第1項、」を「から第51条まで、第52条第1項及び」に改め、同条中「及び第76条」を削り、「第23条第2項ただし書」を「第23条第2項」に改め、同条後段中「次条第1項」を「次条」に改め、同条中「(第3項及び第9項を除く。）」を削り、「居宅訪問型児童発達支援計画」と」の次に「、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連

性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第102条中「第4項及び第5項を除く。）」を「第4項を除く。）、第27条の3」に改め、「第41条の2」の次に「、第41条の3第1項」を加え、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に改め、「、第76条」を削り、「第23条第2項ただし書」を「第23条第2項」に改め、同条後段中「次条第1項」を「次条」に改め、「第95条第1項」を「第95条」に改め、同条中「(第3項及び第9項を除く。))」を削り、「保育所等訪問支援計画」との次に「、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障がい児及びその保護者」とあるのは「障がい児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障がい児に係る訪問先施設の担当者等」とを加え、「体制」との次に「、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第103条第1項中「第3項及び第6項」を「第4項及び第5項」に改め、同項中「、第68条」を削り、同項中「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中」の次に「、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を加え、「第4項」を「第3項」に改め、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、」を削り、「同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。))」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と」に改め、「指定放課後等デイサービス事業所」という。))」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中」の次に「「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、」を加える。

第105条第1項中「、第71条」を削り、同条第2項中「、第71条」、「指定医療型児童発達支援」及び「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第71条」を削る。

第106条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第77条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附則第2項中「、第75条第8号」を削り、同項中「第102号」を「第102条」に改める。

附則第3項中「、第77条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第50条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 この条例による改正後の第27条の2（第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。